

質問に対する回答書

工事等番号 令和4年度 水施継第1号

工事等件名 高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等のページ箇所	質問内容	回答
図面 P18	管理棟1階新電気室の床スラブは構造計算書等により耐荷重は確認されている事で宜しいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
図面 P42、70	撤去対象機器（油遮断器・コンデンサ等）は全てPCB不含有にて宜しいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
図面 P18	設計図18/123注記4項に「～トータルの幅寸法は設計寸法を厳守すること」と記載がありますが、盤内実装を考慮した上で列盤となる全6面を含めて、新電気室内に収める事が出来ない場合、1階操作盤室に配電盤を別置き、一部回路を移行させることや、盤の奥行を変更する事は、追加見積・追加請求をしない条件であれば、監督員との協議により変更可能でしょうか。 【理由】 高茶屋浄水場管理棟1階電気室に設置する盤は前面保守形であり、特に動力主幹盤[LB-1]は盤内スペースに制約がある等、実装詳細検討が必要であるため。	監督員と協議のうえ、新電気室の配置の変更を可能とします。ただし、新電気室外に別置の場合は、発熱量等を計算のうえ問題ない盤のみを別置可能とします。また、このことに係る費用については設計変更の対象外です。
図面 P20、31	現場事務所は浄水場、および水源構内に設置できるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。

設計書 P35,41	<p>アスベスト含有について、今回工事対象箇所は調査済み（不要）と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>受注後協議によりアスベスト調査、除去作業が必要となった場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
図面 P42、52、70	<p>今回撤去を行う変圧器、コンデンサは、PCB含有調査実施済みと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>PCB含有が確認された場合の処置は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
設計書 P121 第2章第7節 工事の留意事項	<p>工事期間中の仮設2回線受電に伴う電気料金は、発注者様にて負担いただけることよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
設計書 P88、90、103、110、118 機器の試験・試運転調整	<p>既設機器の移設及び設備切換に伴う既設設備の運用確認は、維持管理業者様にて対応と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者と維持管理業務事業者で対応することとします。</p>
特記仕様書 P79	<p>柱上気中開閉器(PAS)の材質仕様をご教示願います。</p>	<p>メーカー標準仕様です。</p>
特記仕様書 P88、90、103、110、118	<p>既設設備の組み合わせ試験の対象について、ご教示願います。</p>	<p>三重県県土整備部「積算基準（下水道編）（令和4年7月制定）」の指針に基づいています。</p>
図面 P42	<p>単線結線図より自家発電設備との組み合わせ試験が必要であると思われませんが、メーカーの立会が必要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>メーカーの立会は不要です。</p>
設計書 P59	<p>換気設備の空調電源盤の給電系統をご教示願います。</p>	<p>空調動力盤系統です。</p>
図面 P5、116	<p>図面(5/123)のACP-1~4と図面(116/123)のPAC-1~3は同じ負荷でしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>